

札幌市難病ガイドブック(令和 5 年 4 月発行)

医療費助成の開始時期の遡り等に伴う修正について

難病法の改正により、医療費助成の開始時期が重症化した時点とすることに見直されましたので、有効期間とあわせて、下記のとおり修正します。

① 8 ページ ■有効期間

<p>修正前</p>	<p>原則、申請書を受理した日から最初に到来する9月 30 日まで。</p> <p>ただし、受給者証の交付日が7月 1 日から9月 30 日までの場合は、交付された年の翌年の9月 30 日まで。また、市外から転入した場合等は例外があります。</p> <p>引き続き治療が必要な方は、毎年、更新申請が必要です。対象の方には6月頃に更新申請の案内を郵送します。</p>
<p>修正後</p>	<p>重症化時点(重症度分類を満たしていることを診断した日)から最初に到来する 12 月 31 日まで。</p> <p>申請日からの遡りの期間は原則1か月、やむを得ない理由(※)があるときは最長3か月まで延長。</p> <p>ただし、受給者証の交付日が 10 月 1 日から 12 月 31 日までの場合は、交付された年の翌年の 12 月 31 日まで。また、市外から転入した場合等は例外があります。</p> <p>(※)診断書(臨床調査個人票)の受領に時間を要した、診断後すぐ入院することになった、大規模災害に被災した など</p> <p>引き続き治療が必要な方は、毎年、更新申請が必要です。対象の方には6月頃に更新申請の案内を郵送しますので、9月 30 日までに、各区保健センターで手続きを行ってください。</p> <div data-bbox="268 1205 1492 1615" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>医療費助成の見直しのイメージ</p> </div> <p>2023(令和 5)年 10 月 1 日以降の申請から適用します。 ただし、2023 年 10 月 1 日より前の医療費については、助成の対象とすることはできません。</p>

② 12 ページ ■申請から認定までにかかった医療費

<p>修正前</p>	<p>申請受付日から交付までの間(更新申請の場合は、前回有効期間の翌日から認定されるまでの間)に受診して支払った医療費は、払い戻しの対象になります。</p>
<p>修正後</p>	<p>医療費助成開始日から交付までの間(更新申請の場合は、前回有効期間の翌日から認定されるまでの間)に受診して支払った医療費は、払い戻しの対象になります。</p>